

子育て短期支援事業の利用に関する同意書

申請にあたり、下記の内容に同意します。

氏名（自署）_____

- ① 市が短期支援事業の実施施設に、必要に応じ預かり状況について照会し、短期支援事業の実施施設がこれらの情報を提供すること。
- ② お子さんを短期支援事業の実施施設に預けるにあたり、その運営（下記内容）に従うこと。

1. 予約について（申請書の提出をもって正式な予約として受け付けます）

- ☐ ご利用になる場合は、事前に必ず電話でこども家庭センターにお問い合わせいただき、予約をお取りください。予約は、原則利用月の1月前から可能です。また、予約は、最大2回分まで可能であり、連続した日を日帰りて利用する場合はそれを1回分とします。なお、ひと月当たり7日間を超える利用はできません。
- ☐ 既に2回分の予約をしている場合は、予約していた1回分の利用が終わった後に、次の予約を取ることが出来ます。
- ☐ 施設にお預かりできるお子さんの定員があるため、希望日にご利用できない場合があります。
- ☐ 施設定員を超えた場合、申請書提出後でも利用できない場合があります。
- ☐ 電話で仮予約が取れた場合は、「子育て短期支援事業申請書」に必要事項を記入し、こども家庭センターまでご提出ください。申請書の提出がない場合は、次回の予約を取ることはできません。
- ☐ 食事の用意等があるため、利用時間の変更や予約のキャンセルをする場合は、利用前日までに必ず施設に連絡してください。また、度重なる時間の変更はお受けできない場合があります。

2. 施設利用について

- ☐ 施設への送迎は行っておりません。各自でお願いします。
- ☐ 利用期間中に発熱などの体調不良やけがをした場合等は、必ずお迎えをお願いします。（緊急時の連絡先は、必ず迎えに来ることができる方を記入し、電話は常時繋がるようにしてください。緊急時に迎えに来ることができる方がいない場合、利用できない場合があります。また、医療機関への受診や料金の負担は保護者の方がお願いします）。
- ☐ 申請書に記入した送迎時間より遅れる場合は、施設に必ずご連絡ください。

3. その他留意点

- ☐ 申請書提出後でも、お子さんやご家族に感染症の疑いがある場合や、発熱などの体調不良時、服薬中は利用できません。（場合によっては病み上がり直後も利用できない場合があります。）
- ☐ 施設内で感染症が流行した場合は、お預かりできません。申請書提出後でも、感染防止のため、利用できない場合があります。
- ☐ 利用料金は、収入等により変更になる場合があります。
- ☐ 利用料の納付がない場合や、上記事項を遵守しない場合は、実施施設を利用できなくなりますのでご注意ください。
- ☐ 必要に応じ、お子さんの情報について施設及びこども家庭センターと情報共有を行います。